

## サンサン研修センター 介護福祉士実務者研修(通信課程) 学則

### (設置目的)

第1条 「社会福祉法人サン・ビジョン サンサン研修センター」(以下「当法人」という。)は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、当法人が実施する介護福祉士 実務者研修(以下「本研修」という。)を通して、受講者の介護福祉士資格の支援をすることとし、もって、地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 サンサン研修センター 介護福祉士実務者研修

### (位置)

第3条 愛知県名古屋市中区新栄二丁目4番3号

研修会場は下記とする

- ①愛知県名古屋市中区千代田2-24-30
- ②愛知県江南市河野町五十間73
- ③愛知県春日井市牛山町3195-1

### (修業年限)

第4条 修業年限は6ヶ月以上とする。

### (学生定員及び学級数)

第5条 1学級定員は、30名とし、学級数は1学級とする。

### (養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

### (履修免除)

第7条 「実務者研修ガイドライン」に定める修了認定の流れにより、一定の免除をすることができる。

(別表2)

### (学年、学期、休業日)

第8条 学年、学期、休業日は特に設けない。

### (入学時期)

第9条 研修開講初日とする。

### (入学資格)

第10条 介護福祉士の受験意志の有る者で、当法人の面接授業を受講可能な愛知県、岐阜県、三重県に居住する者とする。

### (入学者の募集及び選考方法)

第11条 募集は一般募集及び当法人の職員であり、代表者の推薦を受けた者にする。

人数制限があるため、受講申込みを受理した者から優先的に入学決定する。また、必要によっては面接、選考を行い受講決定する。

### (入学手続き)

第12条 当法人が定める入学手続きは次の通りとする。

- 一 受講申込書に記入し、その他の必要書類(資格を有する者は、資格証の写し)を添付し期日までに提出する。
- 二 受講決定者には、受講決定通知書を送付する。
- 三 受講決定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに、受講料を納入する。

### (在籍期限)

第13条 在籍期限は2年以内とする。

(退学)

第14条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第15条 病気その他やむをえない事由により長期において出席できない場合は、休学願を提出し当法人の許可を得なければならない。(病気の場合は医師の診断書を添付)

(復学)

第16条 休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(受講資格の取り消し)

第17条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- 一 受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない。又は本学則の目的に沿わないと当法人が認めた者。
- 二 当法人の代表から推薦が取り消された者。
- 三 当研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。
- 四 当法人の定める受講料支払いの規定に反した者。
- 五 その他、本学則の目的から逸脱した言動があつたと当法人が認めた者。

(卒業)

第18条 所定の期間在籍し、第21条により課程修了認定を受けた者が修了できる。

(学習の評価)

第19条 各科目の成績評価を受けようとする者は、各科目を履修しなければならない。

各科目の成績評価は、通信課題により行う。

出席時間数が指定規則に定める時間数の2/3に満たない者については、当該科目の履修を認めない。ただし、面接授業である介護過程Ⅲにおいては、全日程に出席することとし、学習態度を含め実技試験及び修了試験による評価とする。また、医療的ケアの演習は決められた項目の演習による評価とする。

(2)、評価基準は、次の定めにより行う。

- ①通信課題の提出状況を確認する(当日消印有効)
- ②通信課題はA評価(90~100点)、B評価(80点~89点)、C評価(70点~79点)、D評価(69点以下)とし、4段階で評価する。
- ③通信課題はC評価以上で評価基準を満たしたものとし、履修を認める。ただし、D評価の者は評価基準に達するまで再提出を行う。
- ④介護過程Ⅲでの実技試験及び修了試験では、70点以上を合格とする。ただし、不合格者は再試験により70点以上を満たせば合格とする(3回目以降の修了試験料:¥2,000/回)
- ⑤医療的ケアの確認試験では、9割以上のものを合格とする。ただし、9割未満のものは再試験により9割以上を満たせば合格とし、演習にすすむことができる(3回目以降の確認試験料:¥2,000/回)
- ⑥医療的ケアの演習では、規定回数以上を行い、一定の基準に達した場合に合格とする。

(遅刻・早退・欠席)

第20条 面接授業においては理由の如何にかかわらず、開始20分以内の遅刻者は終了後20分の補講とする。開始20分を超えて遅刻した者は欠席とみなす。一切の早退は原則として認めない。

面接授業を欠席した場合は、欠席した講義と同等内容の補講により出席数を満たすことができる。

(補講代:介護過程Ⅲ¥1,000/時、医療的ケア¥3,000/時)

(課程修了の認定)

第21条 第19条の規程に基づき、第6条に定める全ての科目を履修したものに対して課程修了の認定を行う。

(受講料)

第22条 当法人の受講料は、これまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

一 無資格者	94,000円
二 咳痰吸引等研修(1号、2号)	90,000円
三 訪問介護員3級課程	90,000円
四 訪問介護員2級課程	72,500円
五 介護職員初任者研修	72,500円
六 訪問介護員1級課程	40,000円
七 介護職員基礎研修	20,000円
八 生活援助従事者研修	90,000円
九 介護に関する入門的研修	90,000円

(テキスト代、保険代、税込み)

(2)、既に納入された受講料については、原則として返還しない

(教職員の組織)

第23条 施設長

教務に関する主任者  
介護過程Ⅲ担当教員  
医療的ケア担当教員  
その他教員  
事務職員

以上の教員組織で本研修を行う。

(個人情報保護)

第24条 運営上、知り得た受講者にかかる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとし、受講後においても守秘義務を厳守する。

(その他の事項)

第25条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、当法人がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和3年6月1日から施行する。